

北九州市工事請負契約約款の一部改正について

本市で発注する建設工事について、平成31年4月1日より、下記のとおり工事請負契約約款を一部改正するのでお知らせします。

1 改正事項

- (1) 『受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務』第7条の3（新設）
技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、次の条項を新たに設けます。

受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方としてはならない。ただし、発注者の指定した期限までに、当該社会保険等未加入建設業者が次の各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を、受注者が発注者に提出した場合は、この限りではない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

【参考】 ・ [2019.01.18](#) [建設工事における社会保険未加入対策について](#)

- (2) 『前払金の使用等』第36条（改正）

平成28年度より実施している前払金の使途拡大の時限的な取扱いをとりやめ、次のとおり改めます。

受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

[既に請負契約を締結している工事の取扱いについて]

平成28年4月1日から平成31年3月31日までに契約を締結した工事については、今回の改正の適用対象としますが、その場合は、当該契約を変更することが必要となります。発注者（工事監督課）と協議を行ってください。

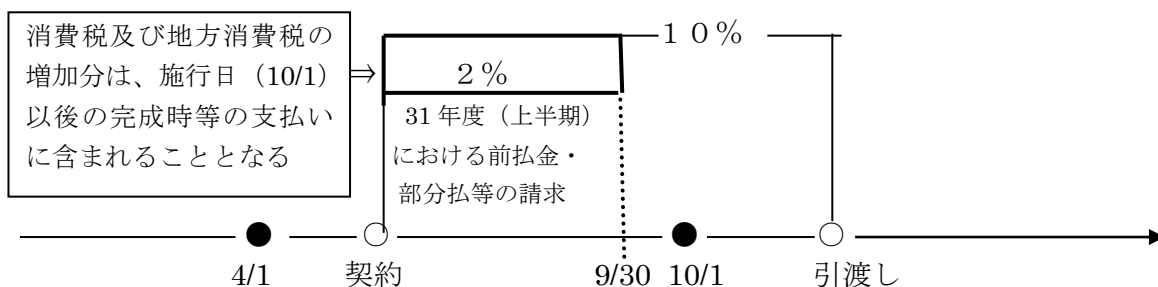
【関連様式】 [契約変更の協議申請書](#)

※ 前払金の使途や払出手続については、各保証事業会社にお問い合わせください。

- (3) 消費税の税率の改正に伴う前払金等に係る取扱について

平成31年4月1日以降に契約し、平成31年10月1日以降に引渡し予定の工事等の

契約において、平成31年9月30日以前に請求のあった前払金等については、下図のとおり
の取扱いとなる附則を追加します



※注1）上記のように、9月30日以前の請求である場合、契約書の前払金、部分払等の金額欄は、10%の税率を乗じて記載されていますが、支払いには増加分の2%は含みません。

※注2）なお、10月1日以降での請求を受けて支払う前払金等は、10%の税率を乗じて支払います。

※注3）附則については、次の約款の記載をご確認ください。

- [北九州市工事請負契約約款](#)
- [北九州市設計業務等委託契約約款](#)

2 適用年月日

平成31年4月1日以降契約を締結するものから適用します。

※問合せ先 技術監理局契約部契約制度課（582-2545）